

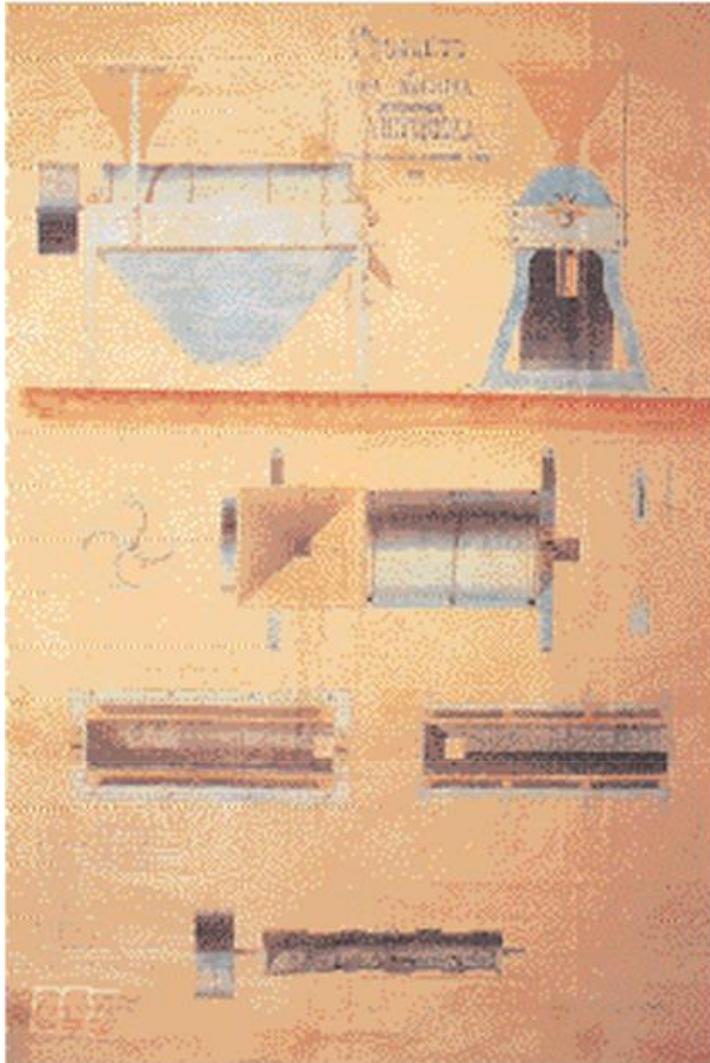
A light gray world map is centered in the background of the slide, showing the outlines of continents and oceans.

**JETRO**

Japan External Trade Organization

# 中南米の知財概況

2022年6月3日  
JETROサンパウロ  
貝沼 憲司



## 1822年 7月

### 「コーヒー豆の皮むき機」

この発明は、出願人の発明であることに加え、  
すべてに良い結果をもたらすものである（中略）  
コーヒー豆を割らずに皮をむく完璧さ、  
つまり作業の簡潔性、経済性、単純性による（中略）  
人力で動くように構成されているが、機械仕掛けで  
動物や水で動かすことも可能。

# 本日のトピック

---



## 中南米主要各国の知財出願動向

特許、商標、意匠



## コロナと知的財産に関する議論

強制実施権、特許存続期間等



## WIPOと各国最新施策

WIPO、ブラジル、メキシコ、ペルー、チリ



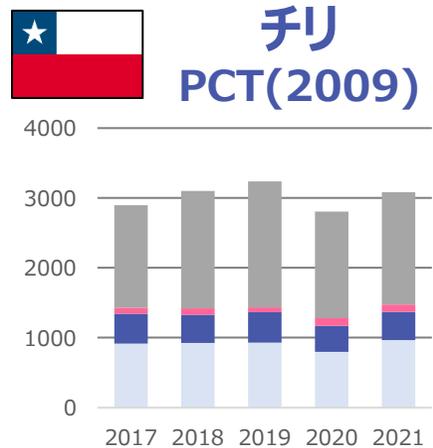
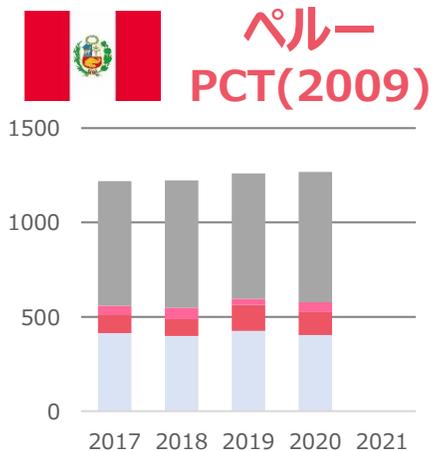
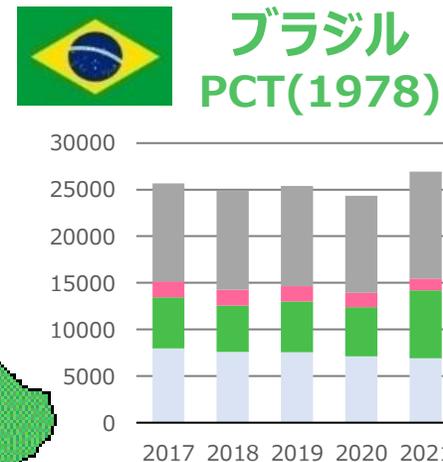
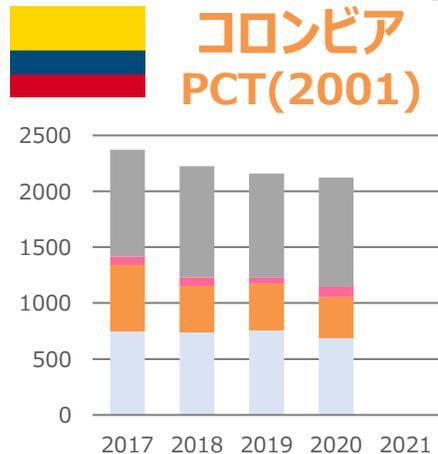
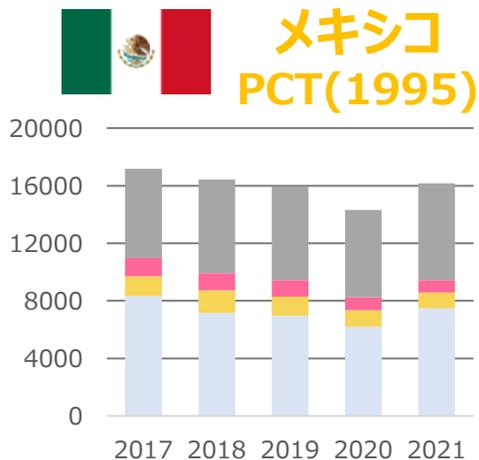
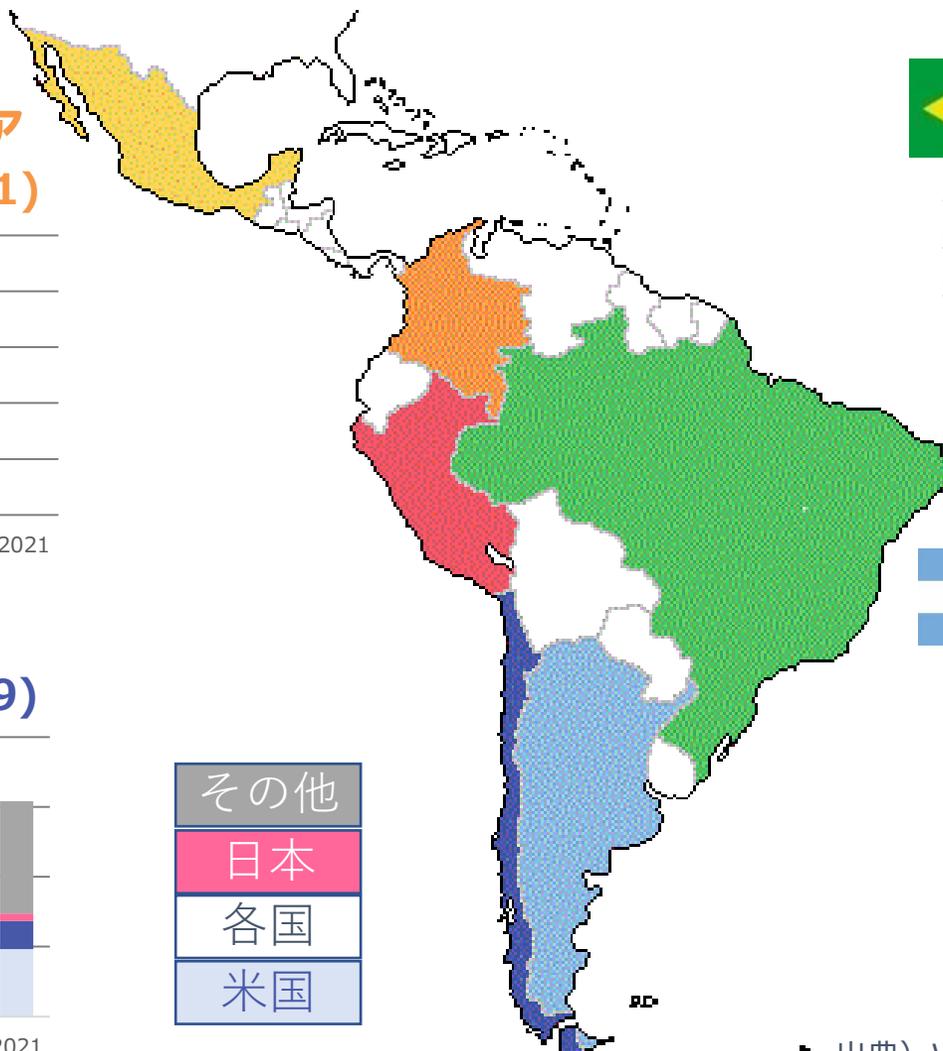
## 模倣品対策に関する取組

全体像、EC、模対調査、エクアドル、メキシコ

# 特許出願動向



## 中南米各国出願動向 特許



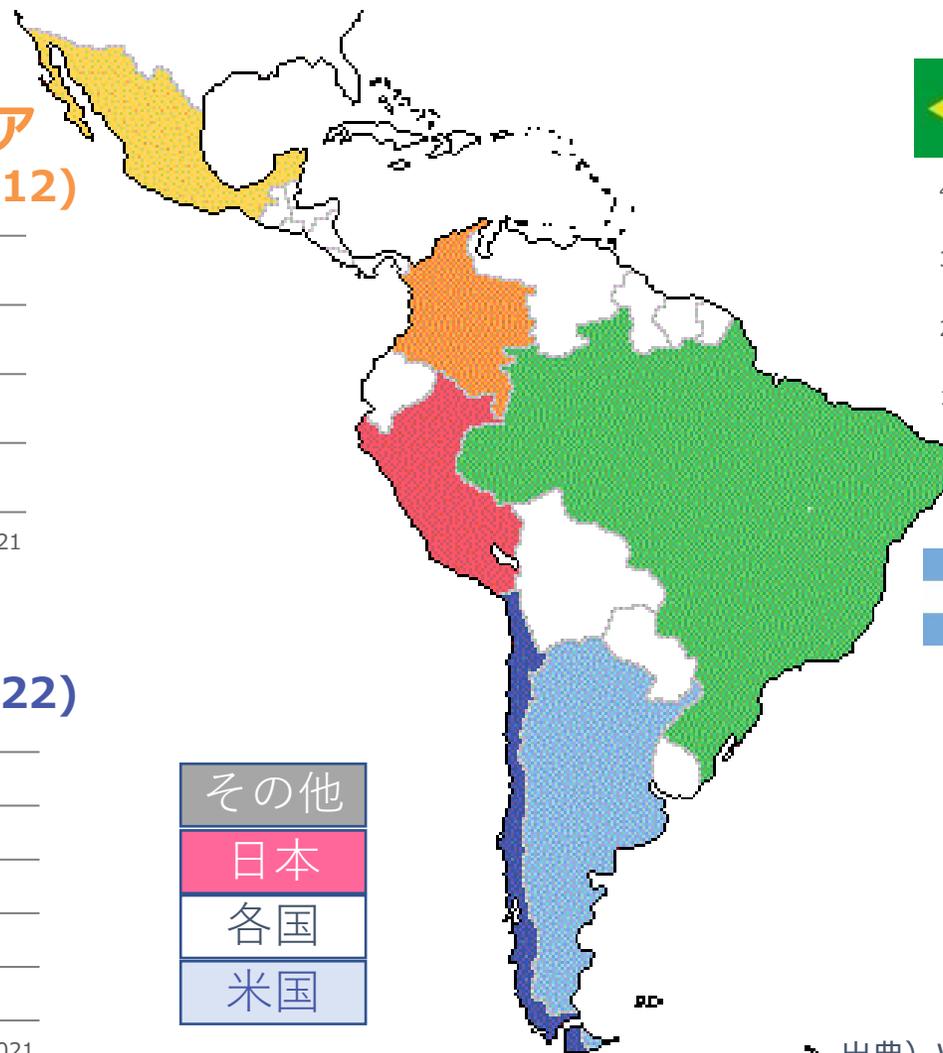
出典) WIPO IP Statistics Data Center  
2021年のデータは各国ウェブサイトより

# 商標出願動向

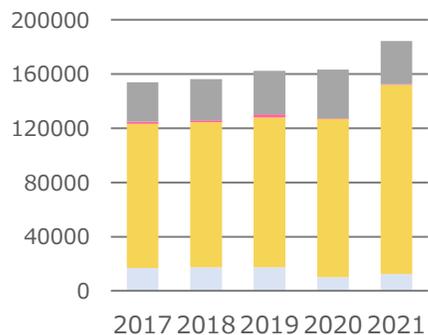


# 中南米各国出願動向

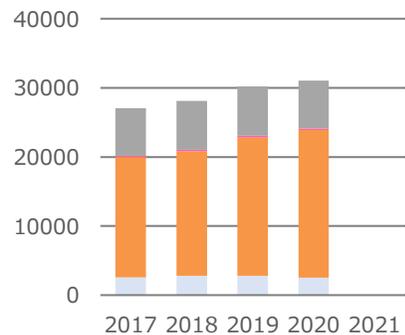
商標



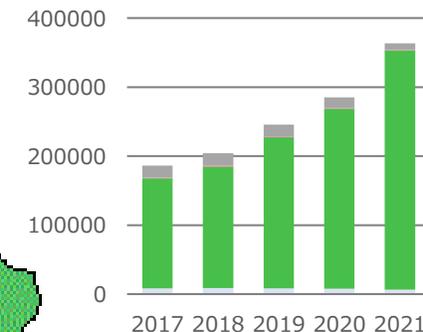
**メキシコ**  
マドプロ(2013)



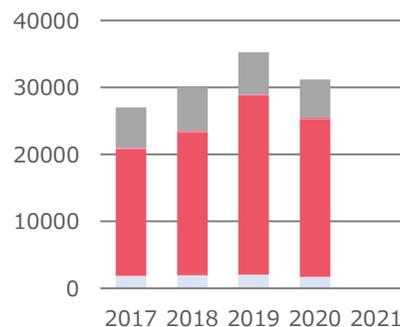
**コロンビア**  
マドプロ(2012)



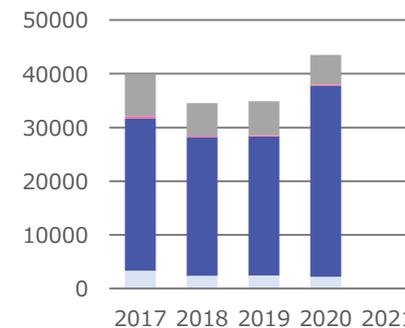
**ブラジル**  
マドプロ(2019)



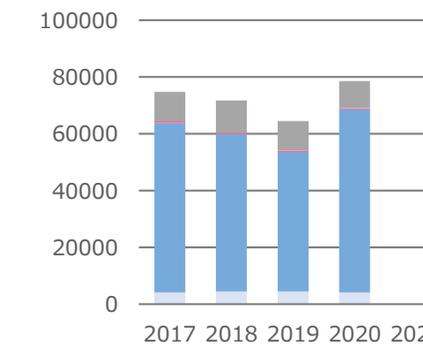
**ペルー**



**チリ**  
マドプロ(2022)



**アルゼンチン**



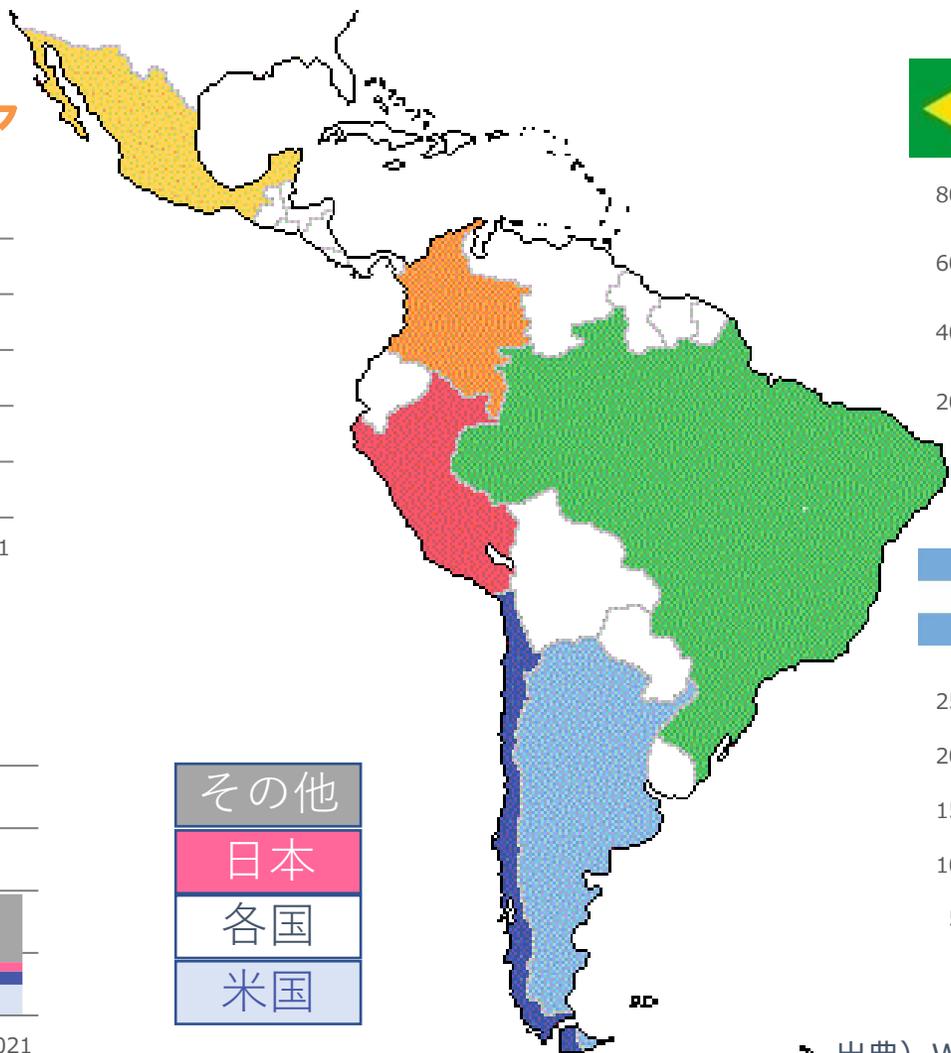
出典) WIPO IP Statistics Data Center  
2021年のデータは各国ウェブサイトより

# 意匠出願動向

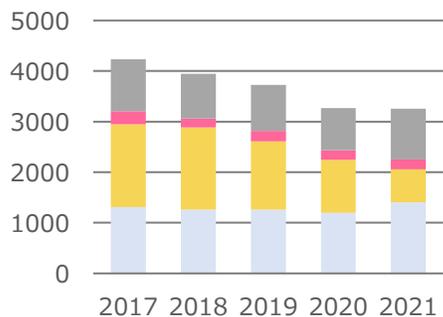


# 中南米各国出願動向

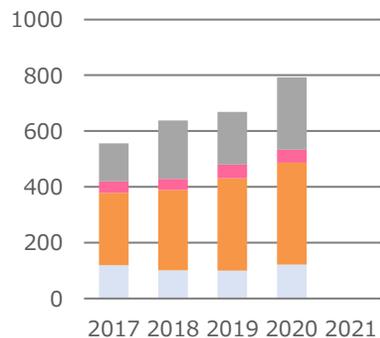
意匠



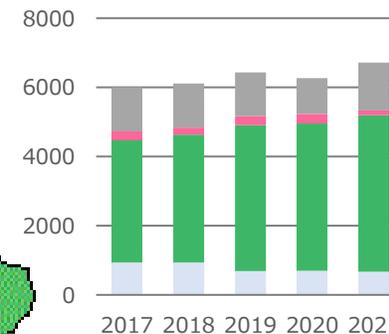
**メキシコ**  
ハーク(2020)



**コロンビア**



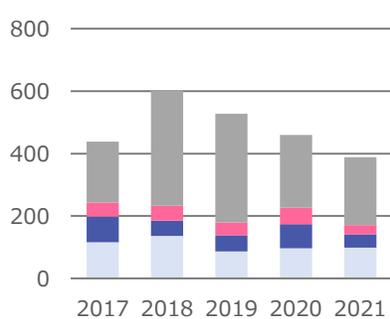
**ブラジル**



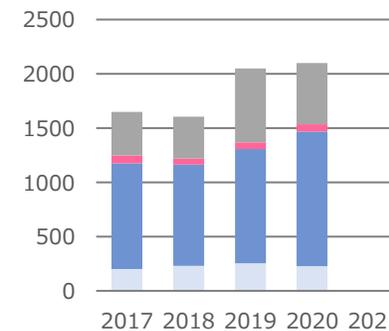
**ペルー**



**チリ**



**アルゼンチン**



その他  
日本  
各国  
米国

出典) WIPO IP Statistics Data Center  
2021年のデータは各国ウェブサイトより

# 本日のトピック

---



## 中南米主要各国の知財出願動向

特許、商標、意匠



## コロナと知的財産に関する議論

強制実施権、特許存続期間等



## WIPOと各国最新施策

WIPO、ブラジル、メキシコ、ペルー、チリ



## 模倣品対策に関する取組

全体像、EC、模対調査、エクアドル、メキシコ



- TRIPS協定後、発動は**エクアドル**と**ブラジル**のみ。発動に至らずとも強力な交渉材料。
- 事前の公益宣言の必要性など、TRIPS以上の規制（アルゼンチン、コスタリカ、ウルグアイ、パラグアイ、ドミニカ共和国を除く。）



**ドミニカ共和国**、2001,2002,2004年に  
**強制実施権**の申請

**エクアドル**、2009-2020の間に11件の**強制実施権発動**その他31件の**申請**

**ペルー**、抗レトロウイルス剤に対して**強制実施権申請**

**チリ**、2018年C型肝炎ウイルスの治療薬に対して**公益宣言**

**コロンビア**、2008年にエイズ薬「カレトラ」に、2016年に白血病薬「イマチニブ※」に  
**強制実施権申請**

※公益宣言に1年半近く要す

**ブラジル**、2007年にエイズ薬に対して**強制実施権発動**、2008年以降は民間とのパートナー志向に戦略変更



- 2021年5月5日、米国はTRIPSにおける知財保護義務を免除（**ウェイバー提案**）を支持
- 2021年6月、欧州委員会は特許放棄を**否決**するも、欧州議会は特許放棄を**支持**



2020年3月20日**エクアドル**議会、コロナ関連技術に**強制実施権**を付与することを承認。  
2021年8月アンデス共同体裁判所の**予備裁定**を踏まえ、一つの強制実施権を取消。

2020年3月17日**チリ**下院議会、コロナ関連技術に **強制実施権**を付与することを承認

**アルゼンチン**政府、**特許放棄を支持**

2021年5月12日**アンティグア・バーブーダ**が**強制実施権**を用いてワクチンの輸入の意向を表明

2021年5月11日**ボリビア**政府とBiolyse Pharma社(加)がワクチン輸入に関する契約締結。カナダにおいて**強制実施権**申請中

2021年9月2日**ブラジル**、**強制実施権**に関する産業財産法改正  
ウェイバー提案に対しては、**第三の道**を支持



### アンデス共同体裁判所 (TJCA) @キト 1984

#### ・予備裁定

**目的** アンデス共同体の法制度を構成する規範の内容と範囲を説明し、当該規範に含まれる法制度に関するガイダンスを提供することにより、アンデス共同体の加盟国における当該法制度の統一的な解釈と適用を確保すること

**協議** 申立が最終審である場合には義務協議 (123条)、それ以外の場合は任意協議 (122条)

#### ・2021年3月16日 強制実施権についての解釈を公表

強制実施権は、発明特許に対して保有者が有する産業財産権を制限するものである。主観的な権利の「制限」として、決議第486号第 65 条の目的、内容、範囲は**制限的に解釈**されなければならない。

##### 決議第486号第65条

加盟国によって、公益、緊急性、又は、国家安全保障への配慮の存在が宣言されている場合その配慮が定着している限り、特許は強制実施権の対象となる。この場合、法的資格を有する国内官庁は、申請されたとおり実施権を与える。合理的に可能な場合、そのように実施権が認められた特許の権利者には、通知されなければならない。

法的資格を有する国内官庁は、強制実施権の範囲、及び、とりわけ、付与された期間、権利の対象、実施料、及び支払い条件を規定しなければならない。公益の理由による強制実施権の付与は、特許権者が前記特許の実施を継続する権利を弱めることはない。



アンデス共同体 (CAN)  
@リマ 1969～





### 経緯

2021年2月6日 パウロ・パイム議員によるコロナワクチンの公共財化を理由として法案提出 **(反ボルソナーロ派)**

2021年9月2日 ボルソナーロ大統領による部分拒否権付きで、法律第14.200/2021号として同日施行

### 主な内容

第71条 緊急事態又は公益宣言された場合の強制ライセンス付与

- |           |                                  |           |                                 |
|-----------|----------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 1項        | ライセンス付与期間                        | <b>拒否</b> | <del>10項</del> 提供義務拒否時の罰則       |
| 2項        | 特許リストの公表                         |           | 11項 公的機関の情報提供義務                 |
| 3項        | 特許リスト作成時の協議                      |           | 12項 報酬の考慮事項                     |
| 4項        | 特許リストへの要求                        |           | 13項 確定するまでの報酬は製品の正味販売価格の1.5%    |
| 5項        | 特許リストの内容                         |           | 14項 報酬の支払い                      |
| 6項        | 特許リストに基づく強制ライセンスの付与              |           | 15項 強制ライセンス対象特許出願の優先審査          |
| 7項        | 特許リストからの除外                       |           | 16項 ANVISA認可後の商業化               |
| <b>拒否</b> | <del>8項</del> 強制ライセンスの対象者の情報提供義務 | <b>拒否</b> | <del>17項</del> 法による強制ライセンスの継続期間 |
| <b>拒否</b> | <del>9項</del> 権利者の生物学的材料の提供義務    |           | 18項 公的機関による権利者との技術協力の優先         |

憲法第66条第4項 拒否権は受理の日から30日以内に合同会議で検討され下院議員及び連邦上院の絶対多数の投票によってのみ否決される。

**➡ 未決着**

# ブラジル強制実施権法改正



## コロナと知的財産 強制実施権

第71条 法律又は連邦行政当局の決定により、国家又は国際的な緊急事態又は公益の利益に係わる事態であると宣言された場合、又は国民議会による全国的な公的災害の状態であると承認された場合、特許権者又は実施権者がそれに関わる必要を満たさないときは、それらの特許権者の権利を損なわないことを条件として、職権により、その特許を実施するための一時的かつ非排他的強制ライセンスを付与することができる。

第1項 .....

第2項 第1項に規定されている場合、連邦行政当局は、第1項に規定されている状況に対処するために潜在的に有用な特許又は特許出願のリストを、当該法第30条に規定されている秘密期間の適用なく、緊急事態又は公益の利益の宣言の公表又は公的災害の状態の承認の日から30日以内に公表しなければならない。ただし、規定に定められた条件の下で、内部需要が満たされることを保証できる生産技術移転契約又は自主的ライセンスの対象となっている特許及び特許出願を除く。

第3項 規則で定められた条件の下で、強制ライセンスの対象となりえる特許又は特許出願のリストを作成する際に、公的機関、教育研究機関、及び社会と生産部門を代表するその他の団体と協議しなければならない。

第4項 公的機関又は民間機関は、第2項で規定されたリストに特許又は特許出願を含めるための要求を提出することができる。

第5項 第2項で規定されたリストには、各特許及び特許出願の有用性を個別に分析できる十分な情報とデータが含まれ、少なくとも次のものが含まれる。

- I. 強制ライセンスの対象となりえる特許又は特許出願の番号
- II. 権利者情報
- III. 各強制ライセンスが付与される目的

第6項 連邦行政当局は、第2項に基づき公表されたリストから、30日以内（同期間延長可）に、リストに記載された発明及び実用新案の個別評価を行い、前提となる状況に対処するために有用であると結論付けた場合に限り、特許又は特許出願の対象物を製造する技術的及び経済的能力を証明した生産者に対してのみ、強制ライセンスを付与する。

第7項 特許権者が以下の代替手段の一以上を用いて、国家又は国際的な緊急事態又は公共の利益又は全国的な公共災害の状態の要求に適合した量、価格、期間の条件で内需を満たすことを保証できると連邦行政当局によって定められた管轄当局が判断した場合には、強制実施権の対象となっていない特許又は特許出願は、第2項のリストから除外することができる。

- I. 国内での特許又は特許出願の直接利用
- II. 特許又は特許出願の自主的ライセンス、又は
- III. 特許又は特許出願に関連する製品の販売に関する透明性のある契約の実施。

第8項 強制ライセンスの対象となる特許又は特許出願の権利者は、特許又は特許出願によって保護されている対象物の効果的な製造に必要なかつ十分な情報、及び本件に適用されるその他の技術的側面に加え、管轄当局による登録の付与に必要な試験結果やその他のデータを提供しなければならない。

第9項 生物学的材料が特許又は特許出願による保護対象物の実用化に不可欠な場合、権利者は当該材料を実施権者に提供しなければならない。

第10項 特許権者又は特許出願人が、第8項及び第9項により決定された情報又は生物学的材料の提供を拒否した場合、当該法第24条及び第VI章の規定が適用される。

第11項 特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない。この場合、データ保護に関連する規範も、この法律の第195条XIV項の規定も適用されない。

第12項 特許権者又は特許出願の報酬の仲裁では、各事例についての状況、付与されたライセンスの経済的価値、ライセンス期間、及びその利用に必要な投資の見積もり、並びに、国内市場での製造コストや関連する製品の販売価格などを考慮しなければならない。

第13項 強制ライセンスの対象となる特許権者又は特許出願人の報酬は、その価値が効果的に確立されるまで、関連する製品の正味販売価格の1.5%に固定されるものとする。

第14項 強制ライセンスの対象となる特許出願人の報酬は、特許が付与された場合にのみ支払われるものとし、ライセンスの全期間に対応する支払いは、特許の付与後にのみ行われるものとする。

第15項 所管官庁は、強制ライセンスの対象となる特許出願の審査を優先するものとする。

第16項 衛生監視の対象となる製品は、衛生法で規定されているすべての要件に適合していなければならず、規則に定められた条件の下で、連邦衛生当局から最終的又は緊急的な仕様のための許可を受けた後のみ商業化することができる。

第17項 国家又は国際的な公衆衛生上の緊急事態が発生した場合には、緊急事態の原因の予防及び対策に有用な特許又は特許出願の強制ライセンスが、本条で規定された職権上の行為にかかわらず、緊急事態宣言が継続する期間に限定して法により付与することができる。

第18項 公的機関は、強制ライセンスの付与とは別に、特許権者との間で、生産技術の取得とその移転手続に関する技術協力協定及び契約の履行を優先的に行う。

# ブラジル特許存続期間



### ブラジル産業財産法 第 40 条

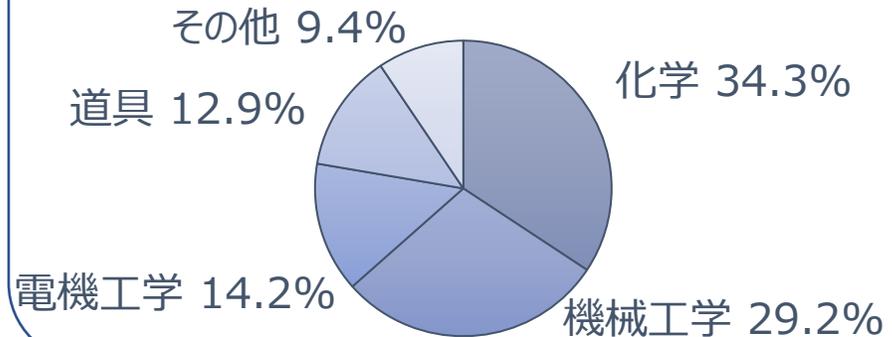
出願日から起算して、発明特許は20年の期間、実用新案特許は15年の期間について効力を有する。

**補項 特許存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は10年未満、実用新案特許の場合は7年未満であってはならない。**ただし、INPIが、係属中であることが確認されている訴訟又は不可抗力のために、出願の実体審査をすることができなかったときは、この限りでない。

#### 事例：抗糖尿病薬



#### 技術分野



#### 全特許付与における40条補項対象割合の推移





40条の規定は特許期間を不確定にしており、第三者による発明利用の予見可能性を困難にし、社会的秩序と経済秩序に強い損害を与えているため、**憲法第5条に規定する特許保護の一時性の原則に違反**している。

検察総長

### ブラジル憲法 第5条

すべての者は、いかなる性質の差別なく法の前に平等であり、国内に居住するブラジル人および外国人に対し、次の規定の下に生命、自由、平等、安全および財産権に関する権利の不可侵が保障される。

XXIX 法律は、社会的利益ならびに国の技術的および経済的發展を考慮して、**工業発明者に対し、その使用の期限の定める特権、または工業的創造、商標の所有権、商号および他の標章に対する保護を保障する**



**違憲**

アミカスキュリエ

VS

**合憲**



市民協会(GFB) 知的財産研究所(IBPI)  
エイズ学会(ABIA) 化学バイオ協会(ABIFINA)  
Prógenericos, Defensoria,  
UNIÃO, APROSOJA

知的財産協会(ABPI) 工業所有権協会(ABAPI)  
農業バイオ協会(AGROBIO) 製薬協会(INTERFARMA)  
AGU, AB2L, Congresso Nacional,  
CropLife, ANPEI, Abinee

特許処理の迅速化と保護期間の不当な短縮を避けるための措置の採用は、TRIPs協定第62条に基づき、ブラジルが想定している国際的コミットメントであり、40条は特許処理の遅れに起因する歪みを是正し、**保護期間の不当な短縮を防止するためのメカニズム**である。



● 2021年2月24日 検察総長(PGR)より40条補項の**効力停止仮処分申請**

● 2021年4月 7日 トフォリ最高裁判事による**暫定措置**  
医薬品等における今後付与される特許の補項の適用を一時停止

● 2021年5月 6日 **違憲判決**  
判事11名中、**違憲9名、合憲2名**

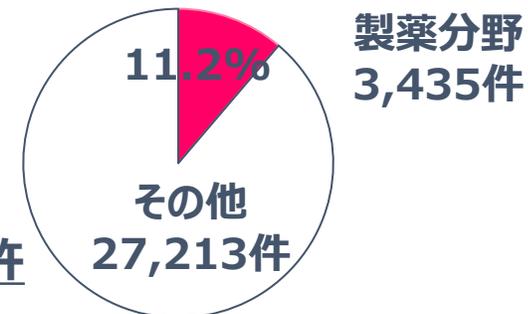
● 2021年5月12日 **結審**（判決の適用範囲の調整）

議事録公開（14日）以降に付与される特許について40条補項は適用無し  
議事録公開時点で既に付与されている特許については有効

但し、以下の2点は**遡及的に**40条補項による期間延長が無効

- ・本件に関する仮処分発表日である2021年4月7日までに提起された訴訟案件
- ・**医薬品および医療機器ならびにその材料に関する製品および方法に関する特許**

参考) 補項適用特許における  
製薬分野の割合





## 国家衛生監督庁(ANVISA)の事前審査制度

**概要** ブラジル産業財産庁 (INPI) に出願された医薬品関連の特許出願は、ANVISAの事前承認手続きの一環としてもANVISAに送付され、ANVISAの知的財産調整局が公衆衛生への影響について審査し、承認された出願はINPIに戻され、INPIにおいて特許要件を充足するか否かの実体審査が行われる。

### 経緯

2021年6月23日 医薬品特許の登録に必要な国家衛生監督庁 (ANVISA) による事前承認の要件廃止を含む暫定措置令1040号 (MP1040/21) が下院を通過

2021年8月27日 [法律第14.195号](#)として同日施行

### 今後の対応

1. ANVISAで事前承認が完了していない出願  
229-C条に適合しないことを示す通知コード7.7が交付され、その後、INPIで通常に審査される。
2. ANVISAで事前承認が完了している出願  
229-C条の事前承認を示す通知コード7.5が交付され、その後、INPIで通常に審査される。
3. ANVISAで事前承認に対して拒絶理由、あるいは、拒絶査定されている出願  
ANVISAからブラジル産業財産庁に返還待ち、その後、INPIで通常に審査される。

# 本日のトピック

---



## 中南米主要各国の知財出願動向

特許、商標、意匠



## コロナと知的財産に関する議論

強制実施権、特許存続期間等



## WIPOと各国最新施策

WIPO、ブラジル、メキシコ、ペルー、チリ



## 模倣品対策に関する取組

全体像、EC、模対調査、エクアドル、メキシコ



- WIPOは、「WIPO GREEN」という、世界中で環境関連技術の技術移転を進めるプラットフォームを持っており、世界各国から提供されたライセンス等が可能な**環境関連技術のデータベース**を運営
- 技術を必要としている者と技術を提供できる者とを結ぶ**促進プロジェクト（マッチングイベント等）** 等も開催



2019～ アクセラレーションプロジェクト  
コンサルタントによるニーズ、シーズ調査



アルゼンチンの関心技術

・農業分野



チリの関心技術

・ワイン産業分野



ブラジルの関心技術

・農業分野  
・エネルギー分野



2022年～ ペルー参加



## WJO ウェビナー

日本時間 6月28日 10:00～

環境技術のグローバル展開に向けて（ラテンアメリカ編）

- ・ラテンアメリカ地域の知財と環境をめぐる状況
- ・主に、ブラジルにおける現地環境ニーズやプレイヤー等の紹介

Coming Soon!!



#### • バックログ対策

2021年までに**80%**削減



#### • 優先審査、PPH

審査処理の促進

15.8ヵ月(2020) → **目標12ヵ月(2021)**



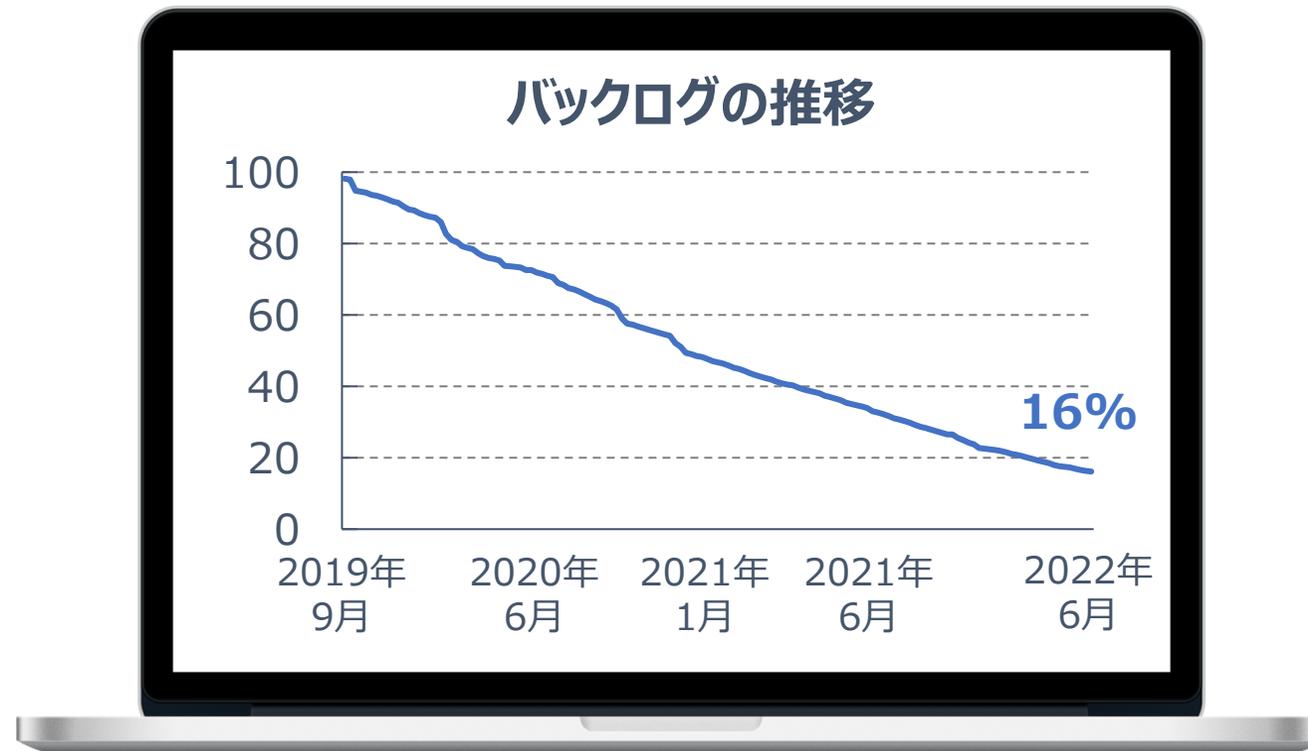
#### • イノベーション促進

WIPO GREE、デンマークとの協力





- 背景 産業財産法**第40条**に基づく権利期間延長による社会損失の解消
- 目標 **2021年**までにバックログを**20%**にすること
- 具体的施策 **他国審査結果の活用**





## 種類

出典) INPI Website

### 出願人関連出願

- 高齢者 零細企業
- 障害者 ICT企業
- 重病者 スタートアップ

### 状況関連出願

- 財源獲得のため
- 先使用
- 第三者による無断利用
- 公的資金による技術
- 第三者による偽造の疑い
- 市場利用可能

### 技術関連出願

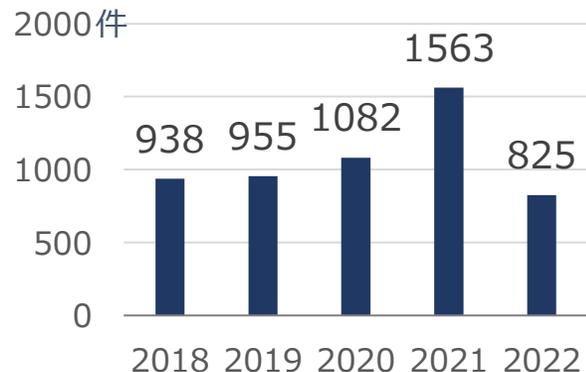
- 環境技術
- 特定疾患治療技術
- COVID-19 関連技術

### 協力関連出願

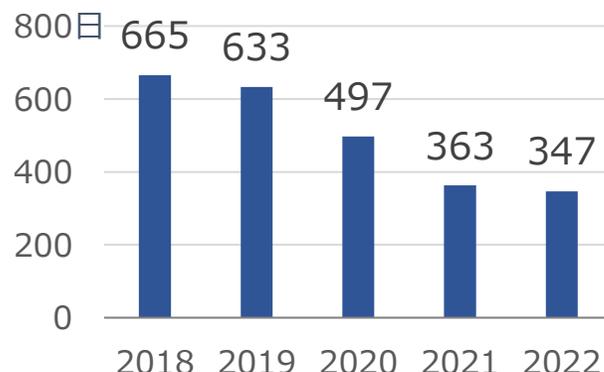
- 特許ファミリー
- PPH



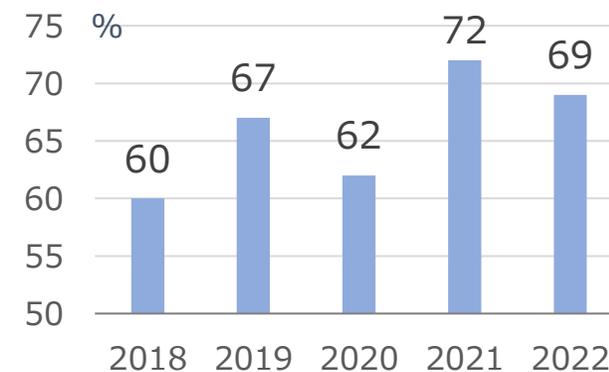
## 申請数



## 審査期間



## 特許査定率



2022/5/17まで

# 優先審査 (PPH)



## 各国最新施策

ブラジル

### 統一PPH フェーズ i

2019/12/1~2020/12/31

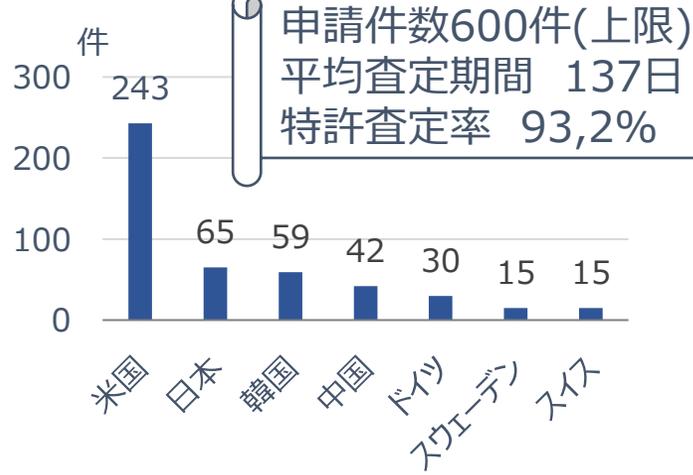
- ✓ 分野制限なし
- ✓ 年間上限400件
- ✓ 1出願人あたり月1件まで
- ✓ IPGセクションあたり年間100件まで
- ✓ 最初の出願が第一庁として審査されることが必要



### 統一PPH フェーズ ii

2021/1/1~2021/12/31

- ✓ 分野制限なし
- ✓ 年間上限**600**件
- ✓ 1出願人あたり**週**1件まで
- ✓ IPGセクションあたり年間**150**件まで
- ✓ 最初の出願は**締約国であればOK**



### 統一PPH フェーズ iii

2022/1/1~

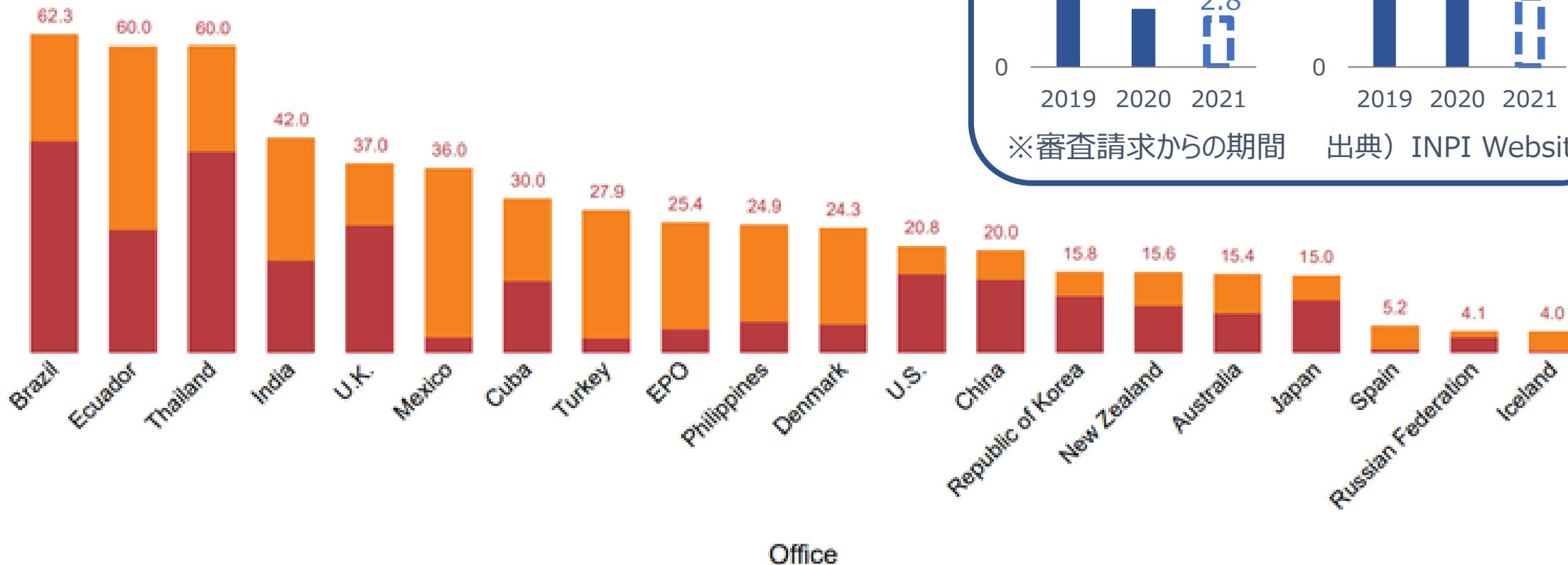
- ✓ 分野制限なし
- ✓ 年間上限**800**件
- ✓ 1出願人あたり**週**1件まで
- ✓ IPGセクションあたり年間**150**件まで
- ✓ 最初の出願は**締約国であればOK**
- ✓ **PCT-PPH**の上限**100**件まで
- ✓ 申請却下の不服申立不可



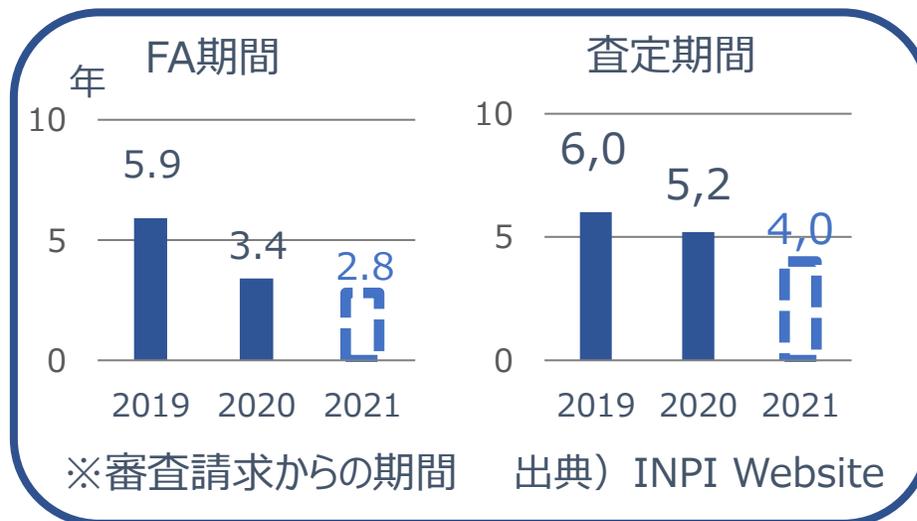


審査期間は短縮しているが、未だ**ワースト1**

Average pendency time (months)



■ FIRST OFFICE ACTION ■ FINAL DECISION



出典) World Intellectual Property Indicators 2021



### • メキシコ産業財産庁創立30周年

1993年12月10日創設

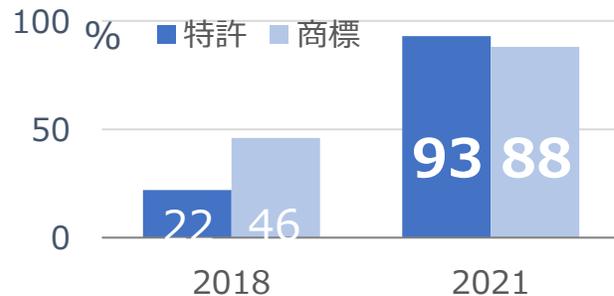
### • 産業財産権保護のための連邦法

2020年11月5日 発効（旧メキシコ産業財産法は廃止）

USMCAとCPTPPへの対応、IMPIの権限強化、オンライン手続き

### • 電子化の推進

オンライン出願の増加



方式審査期間の短縮

8~24週間 → **6~14週間**





### 行政手続

- ・行政上の法規違反に対して、制裁によるIMPIが課した罰金は税額控除とみなし、徴収する権限(5条、393条)
- ・IMPIによる罰金収入はIMPIの運営費(389条)
- ・罰金の増加(最大2万UMA→最大25万UMA)(388条)

※UMA (measurement and update unit) とは、罰金を決定するための測定単位として最低賃金の使用に代わるものとして策定されたもの。2020年の値は以下のとおり、  
86.88ドル/日、2,641.15ドル/月、31,693.80ドル/年

行政手続執行件数：3,290件(2019年) 1,487件(2020)  
罰金：584件 \$110,157,427ペソ(約5億9千万円)(2019)  
229件 \$44,400,211ペソ(約2億4千万円)(2020)

- ・行政違反に対する調停手続を実施する権限
- ・デジタル署名は自筆署名と同様の効果 (15条)

### 実用新案

- ・権利期間の延長(10年→15年)(62条)

### 意匠

- ・意匠対象に工芸品や画像を追加(66条,70条)

### 商標

- ・商標登録の期間は、登録日から10年(178条)
- ・悪意の商標(192条、194条)

### 営業秘密

- ・営業秘密の不正取得が行政上の違反行為(386条)



### 特許

#### ・特許対象の追加(45条)

物質、化合物又は組成物はその用途が新規であることを条件に、特許性が除外されない

#### ・特許対象外の追加(49条)

a)ヒトのクローン方法及びその製品

b)ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性の改変方法とヒトの創造する可能性のある製品

c)ヒト胚芽を工業的又は商業的目的での使用

d)動植物種（微生物を除く）

e)植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法及びその製品

f)人体又は動物の外科的又は治療的措置の方法及び診断方法

g)遺伝子の総配列または部分配列を含むその要素の単純な発見

#### ・ダブルパテントの禁止(50条)

#### ・グレースピリウド範囲拡大(52条)

発明者または出願人から直接または間接的に情報を入手した第三者による開示にも適用

#### ・ボーラー条項(57条II)

ヒト医薬の承認を受けるための試験・実験等のための特許発明の実施に対して、特許権の効力は及ばない

#### ・分割出願の明文化(100条、102条)

親出願が継続中の場合のみ分割出願可能

審査で単一性違反をした場合を除き、分割出願からの分割出願は認められない

#### ・特許期間の調整規定(126条～136条)

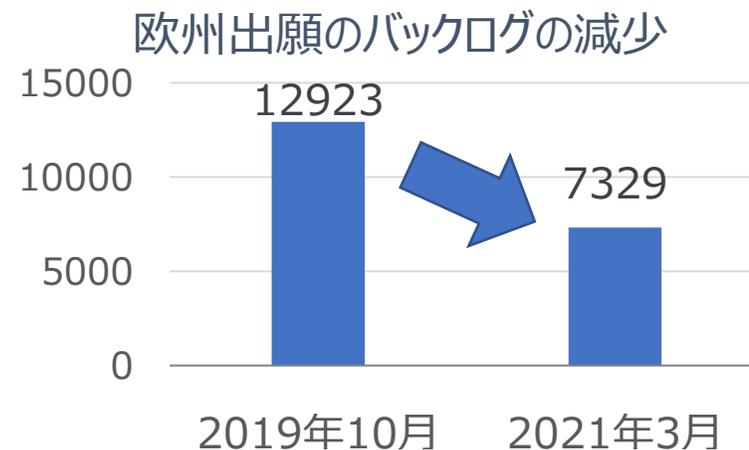
出願日から特許付与まで5年を超える場合であって、遅延がIMPIに起因する場合、5年を超えない範囲で2日ごとの遅延に1日の調整申請が可能



### • EPOとのワークシェアリング

審査協力によるバックログの減少

- 2019年11月4日 EPOとIMPIがMoU締結



### • USPTOとのPPG (Parallel Patent Grant)

**USPTOで特許になったメキシコ出願**について、**出願人の申請なく**、メキシコ産業財産法を満たしている限り特許を付与する**一方向**の枠組み

- 2020年1月28日 USPTOとIMPIがMoU締結 その後200件（2015～2018のIMPI特許出願11,000件から抽出）のトライアル実施
- 2020年12月7日 PPG開始を発表
- ✓ 過去にUSPTOで審査結果を有するメキシコUS出願の**技術分野を問わず全てが対象**
- ✓ メキシコ出願の全てのクレームは**US特許クレームに十分に対応**しているか、対応するように補正が必要
- ✓ IMPIバックログ **6万件のうち2万5千件**が米国出願



2019年～2021年の無効商標821件のうち**72件**が職権無効  
登録後のINDECOPIによる先行商標の存在の発覚、不適切な登録など

### 言葉

MASA MADRE、SALINA、SUPREMO、FRILEA. PE  
ANDEAN VODKA、ANDEAN RUM、RON ANDINO

### 図形



### 組み合わせ





### • マドプロ加盟

2021年5月19日 上院通過

2022年4月4日 **マドプロ加盟**、7月4日発効予定

### • 産業財産法改正「短期法」

2021年4月20日 上院通過

2022年5月9日 **発効**





### 特許

#### ・仮出願の導入(43条)

出願人に12カ月の猶予を付与

#### ・特許権の効力の制限(49条)

私的行為、実験行為など

#### ・出願料(18条)

80枚を超える場合には追加料金

#### ・特許権の奪取(50条の2)

権利の正当な所有者による譲渡請求

### 営業秘密

#### ・営業秘密の概念の拡張(86条)

工業製品又はその手順

→人の管理下にあり、生産、商業、工業活動に使用できるすべての非公開情報

### 商標

#### ・非伝統的商標の導入(19条)

におい、立体商標など

#### ・商標権の不使用取消(27条の2B)

登録から5年以内に使用

#### ・商業施設や工業施設に関する商標の除外(20条)

#### ・商標の偽造罪の導入(108条)

61日から3年1日の禁固刑と罰金

#### ・商標権の制限(19条の2E)

第三者による合理的な利用

### 意匠

#### ・権利期間の延長(65条)

10年 → 15年

# 本日のトピック

---



## 中南米主要各国の知財出願動向

特許、商標、意匠



## コロナと知的財産に関する議論

強制実施権、特許存続期間等



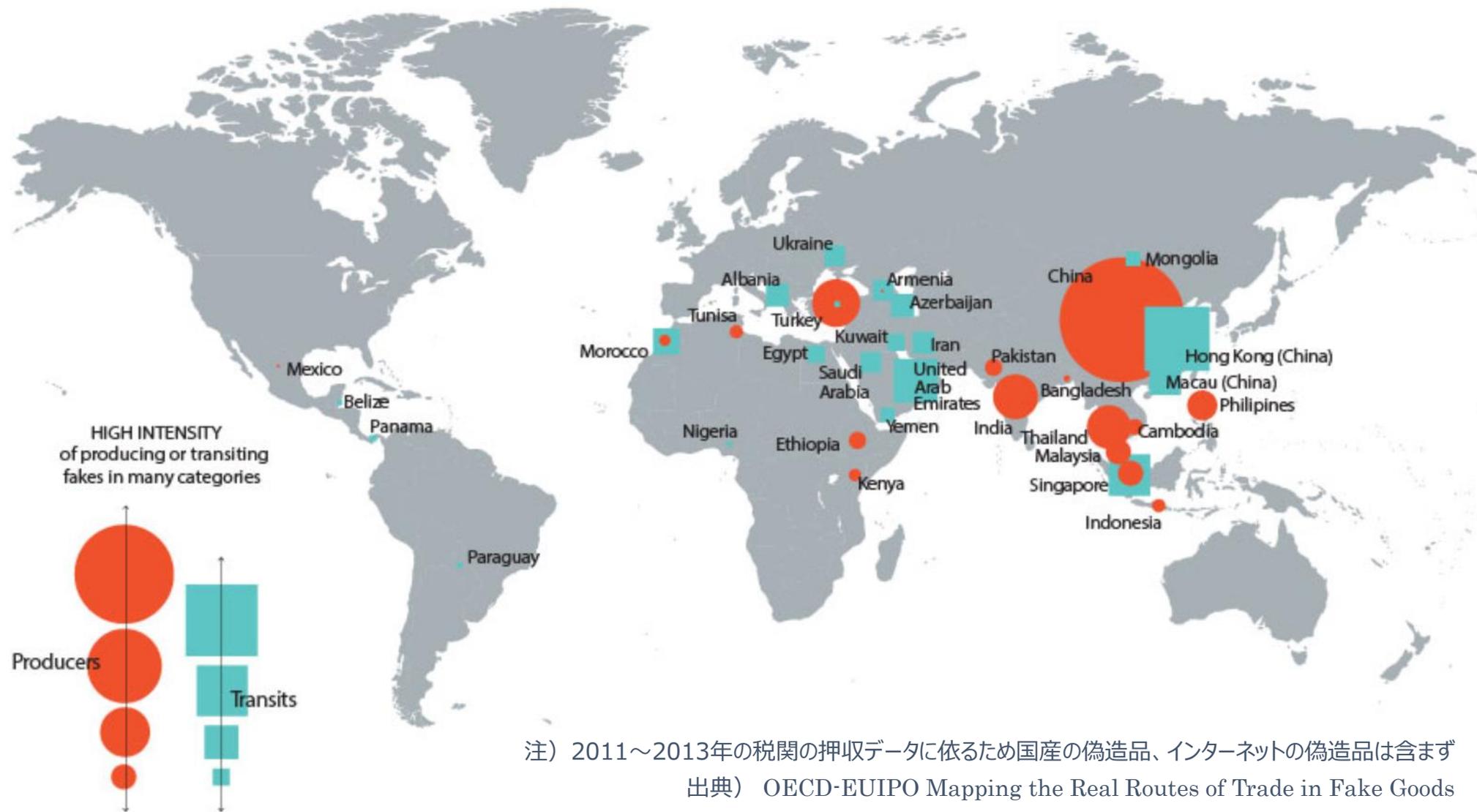
## WIPOと各国最新施策

WIPO、ブラジル、メキシコ、ペルー、チリ



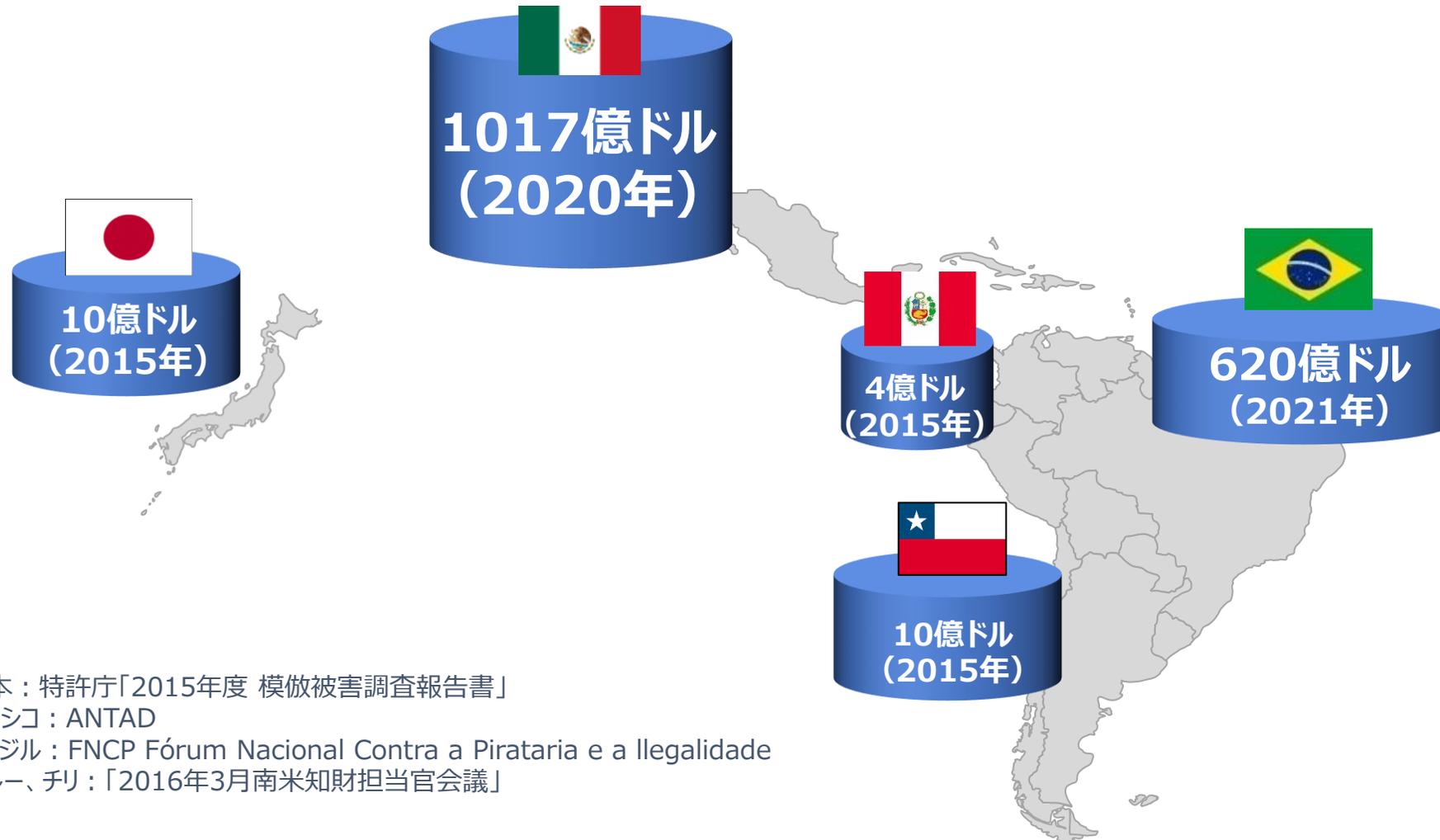
## 模倣品対策に関する取組

全体像、EC、模対調査、エクアドル、メキシコ





・OECD\_EUIPOによると、世界の模倣品の流通総額は、2019年で**総額4,640億ドル**



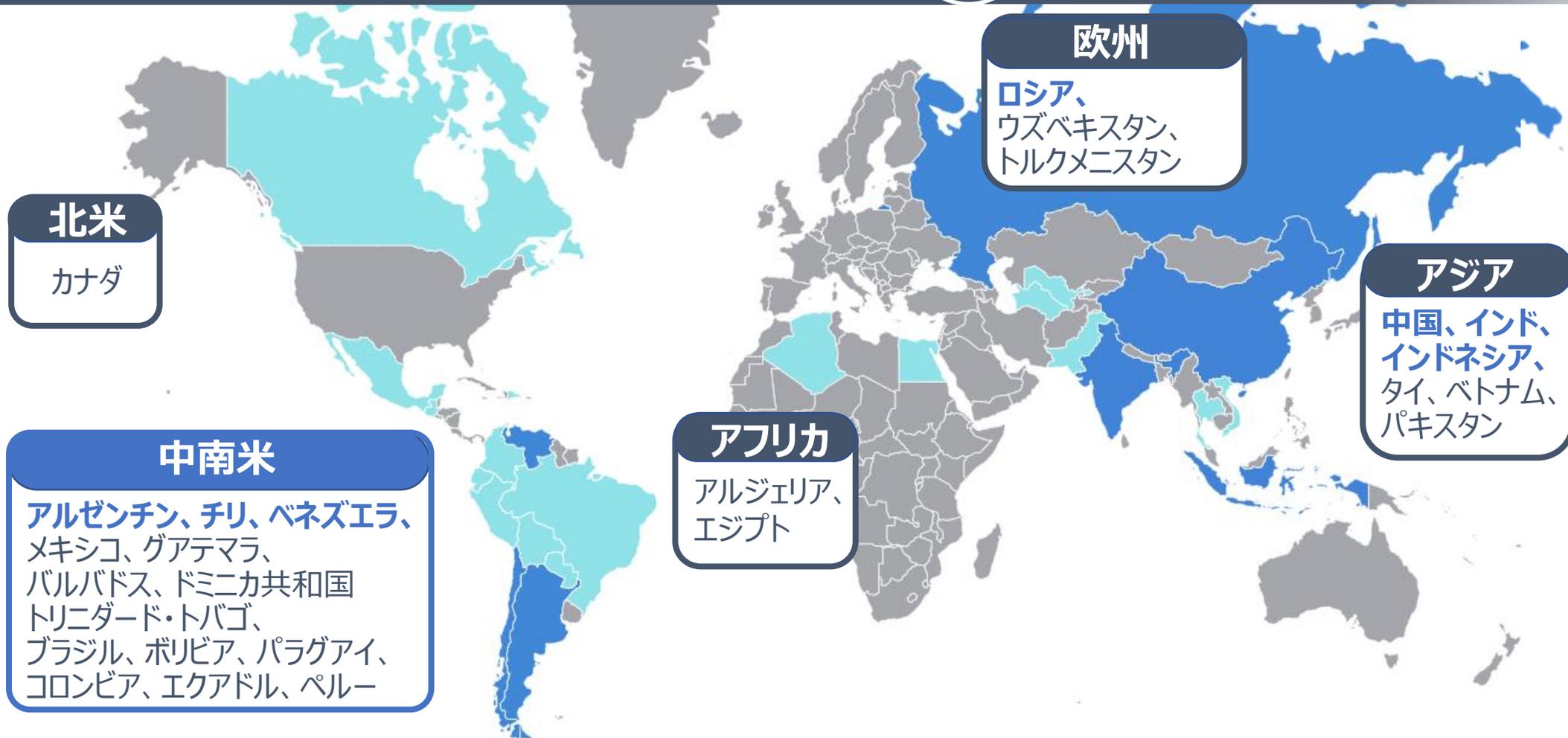
出典) 日本：特許庁「2015年度 模倣被害調査報告書」  
メキシコ：ANTAD  
ブラジル：FNCP Fórum Nacional Contra a Pirataria e a Ilegalidade  
ペルー、チリ：「2016年3月南米知財担当官会議」

# 2022年米国スペシャル301条



## 模倣品対策の取組

全体像



● 優先監視国 3 / 7か国

● 監視国 11 / 20か国



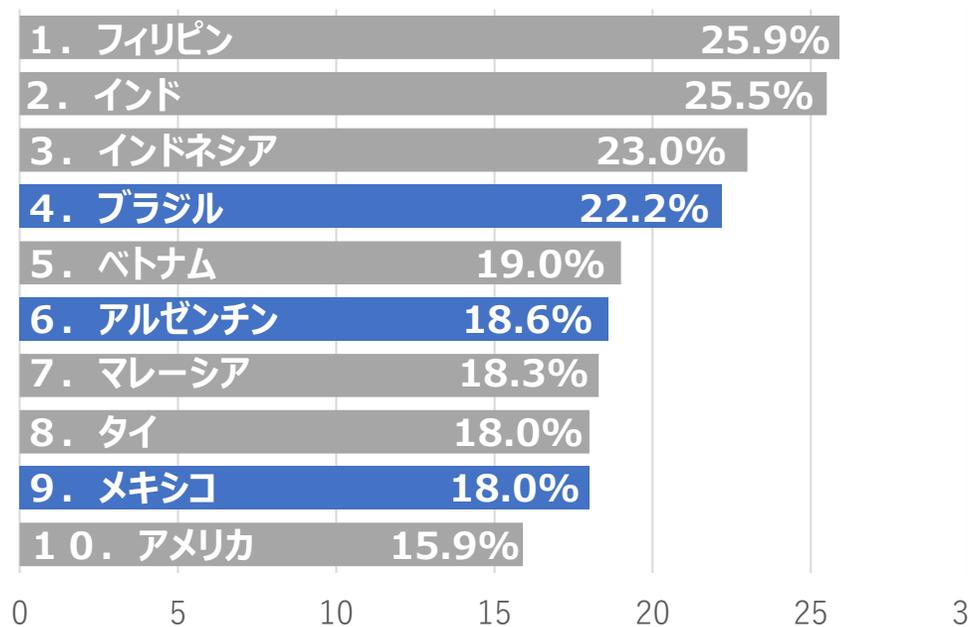
- 2020年におけるEC市場規模は、中国2.8兆ドル、米国8.4千億ドル、日本1.4千億ドルと比べると**南米で425億ドル**、一方で、成長率では、アジア地域に並ぶ**高水準**

REVENUE IN THE ECOMMERCE MARKET  
IN MILLION US\$ (SOUTH AMERICA)



Source: Statista (Forecast adjusted for expected impact of COVID-19), November 2020

市場規模



出典) eMarketer, Jan 2022

成長率



中南米**18カ国**に展開,最大のECマーケットプレイス



	ブラジル	メキシコ	チリ	コロンビア
1	Shopee	Mercado Livre	Mercado Livre	Mercado Livre
2	Mercado Livre	Amazon	AliExpress	AliExpress
3	OLX	SHEIN	Wish	Wish
4	AliExpress	AliExpress	Falabella	OLX
5	Magazine Luiza	Liverpool Pocket	Yapo.cl	Linio

出典) Similarweb (datos de Janeiro – Septiembre 2021)



機械学習を用いることで、侵害品の類似品や関連アカウントも検知し削除する知財保護プログラム

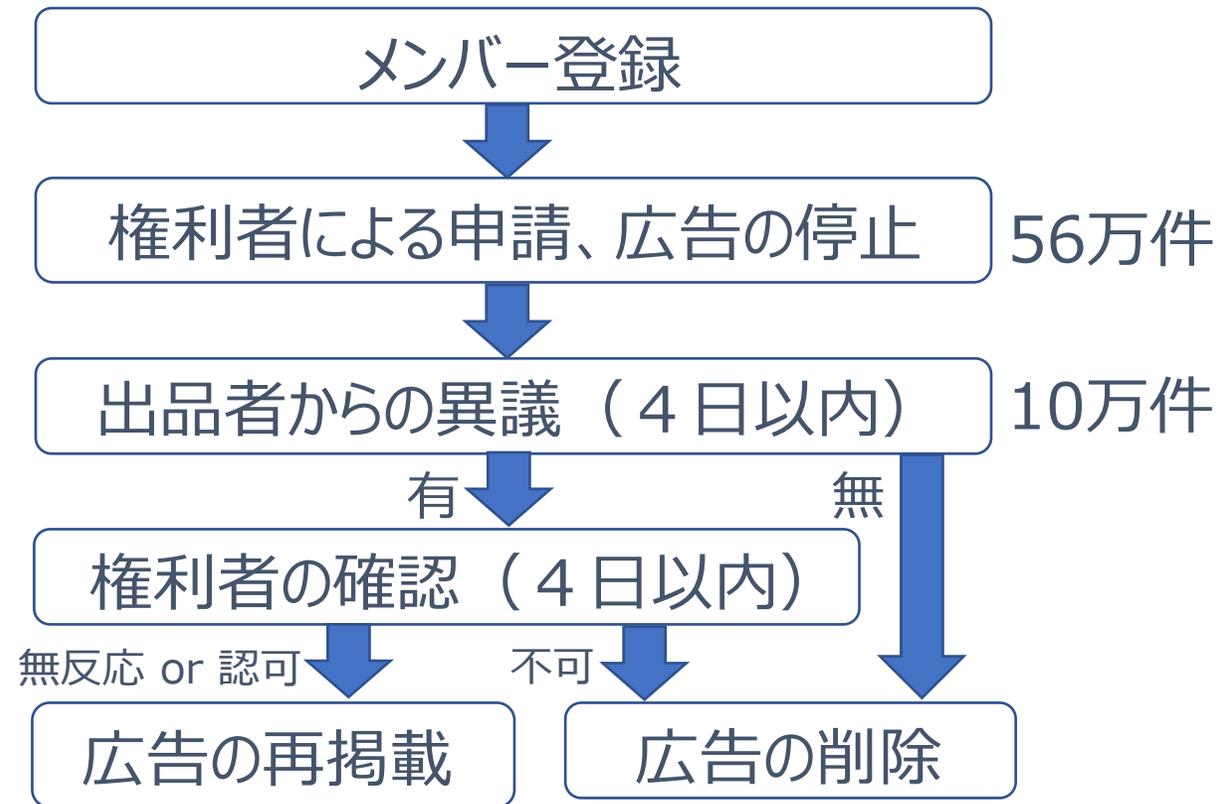
### Brand Protection Program



違反広告の**85%**の削除(270万件)

悪徳ユーザーのアカウント凍結

### Notice & Takedown の流れ





調査対象国 **13**カ国



～法令や統計情報について～

- 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不競法
- 政府機関
- 知財侵害の行政措置、刑事措置、民事措置、水際措置
- 鑑定制度
- インターネット上の模倣品

～模倣品の実態及び流通ルートについて～

- 模倣品実態
- 模倣品の流通ルート

ジェトロウェブページよりダウンロード可能

<https://www.jetro.go.jp/theme/ip/manual/>



### ・権利者名簿（コロンビア）

- 2019年4月5日 税関が「IEXPOR S.A.」の貨物の眼鏡について予防措置を適用。
- 2016年政令390号（DECRETO 390 DE 2016）第626条に基づき、「RAY BAN」の権利者「LUXOTTICA GROUP SPA」に連絡。
- 2019年4月11日 代理人により商品を検証したところ模倣品と特定。
- 2019年4月12日 LUXOTTICA社はIEXPOR社の商品の税関運用の停止を請求。

### ・警告入力システム（S.A.A.）（アルゼンチン）

- 2007年より、商標詐欺を抑制するために構築
- 商標を登録した人が製品の取引に関する情報を自動的に受け取り、所有者が侵害品の持ち込みを防ぐためにそれぞれの措置を取ることができる。
- 商標または著作権および関連する権利の所有者は、任意かつ無料で登録可能。

### ・国家税務総局（SUNAT）の権利者自主登録簿（ペルー）

- 権利者または法定代理人は、商標権、著作権または関連する権利に関するすべての情報を提供するとともに、提出された情報を更新しなければならない。



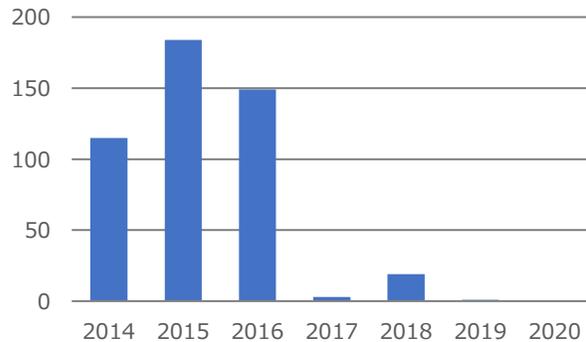
# エクアドルの取組み



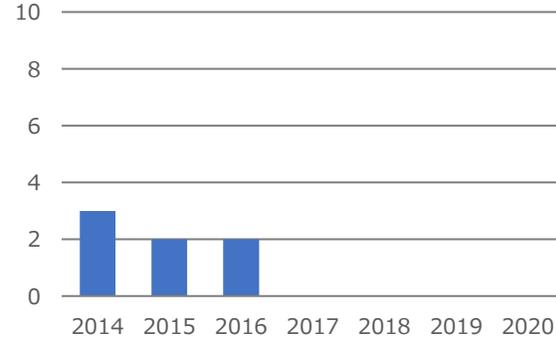
## 模倣品対策の取組 エクアドル

### ・主要な都市での知財侵害摘発件数

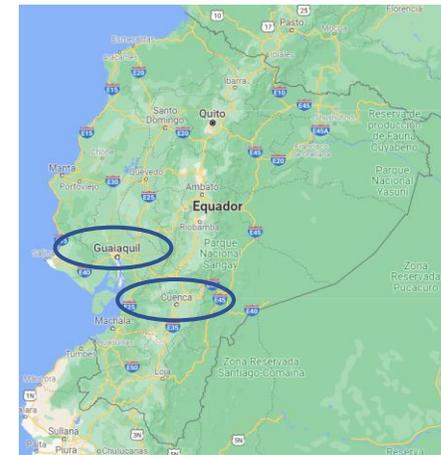
Guaiaquil (港湾)



Cuenca (内陸)



- ・1998年「知的財産法」成立、エクアドル知財庁(IEPI)設立
- ・2016年「知識、創造及び改革の社会経済に関する組織法 (INGENIOUS CODE)」発効  
IEPIから知財サービス庁 (SENADI) へ改編



	知的財産法	INGENIOUS CODE
対象物	知財権を侵害するすべての製品	著作権または商標権を侵害する製品
管轄官庁	税関または知財庁	SENADI

- ・2021年8月の法改正により元の仕組みへ



### 行政措置

年	合計（件）
2019	3,290
2020	1,487
2021年第1四半期	402
2021年第2四半期	497
2021年第3四半期	494

### 水際措置



### Tianguis del Bienestar 「福祉バザー」

2021年6月、オブラドール大統領が提唱した没収した模倣品を貧困層に配布する制度。

# まとめ

---



特許出願は各国ほぼ横ばいにあるものの、**チリのマドプロ加盟**もあり商標出願は増加傾向。



コロナの影響で政治と絡めた**医薬品アクセス**に関する議論が活発。  
特に、アンデス共同体における**強制実施権**に関する**解釈の影響**は要注視。



**ブラジルのバックログ対策**、**メキシコ**、**チリの法改正**を踏まえ今後の施策が課題。  
特に、**国内出願増加**に向けた取組みに注力。



模対調査結果を踏まえ、**制度・運用を機能させる**ため政府機関への働きかけ、  
また、ECについては**プラットフォーマーとの連携・協力**も視野に。



# JETRO

Japan External Trade Organization

ありがとうございました。



+55-11-3141-0788



Kenji\_Kainuma@jetro.go.jp